

佐倉草ぶえの丘指定管理者制度の導入(案)に関する 意見募集について

佐倉草ぶえの丘は、都市農村交流施設として子どもから大人まで様々な世代の方から憩いの場として親しまれております。この度、経験豊富でノウハウの蓄積がある民間活力を活用した印旛沼周辺地域の活性化を図るため、佐倉草ぶえの丘を市直営方式から指定管理者制度にすることについて、意見を募集いたします。

施設の概要

別紙「佐倉草ぶえの丘の概要」をご覧ください。

意見提出ができる方

- ・市内に在住、在勤、在学する方
- ・上記の方が主体となって構成された団体（市民団体）
- ・市内に事務所又は事業所を有する法人

意見の提出方法

- ・案件名、住所及び氏名（法人その他の団体にあつては、所在地、団体名及び代表者氏名）を明記の上、持参、郵送、FAX、Eメールにてご意見をお寄せください。
- ・口頭、電話でのご意見は受け付けておりません。
- ・意見の様式は問いませんが、別紙の提出様式をご利用いただくと便利です。

提出先

佐倉市役所 産業振興部農政課

【住所】 〒285-8501 佐倉市海隣寺町 97 番地

【FAX】 043-484-5061 【E-mail】 nosei@city.sakura.lg.jp

意見募集期間

令和2年2月28日（金曜日）～令和2年3月13日（金曜日） 15日間

※郵送は令和2年3月13日消印有効。FAX、メールは当日中、持参の場合は午後5時まで。

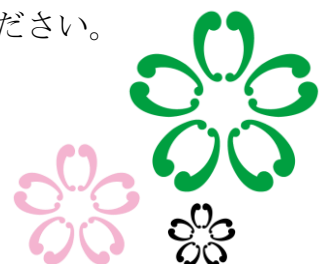
注意事項

- ・この手続は案件に対する具体的な意見を収集するもので、賛否を問うものではありません。
- ・お寄せいただいたご意見は、これに対する市の考え方とともに整理した上で公表いたします。ただし、個々のご意見に直接回答はいたしかねますので、ご了承ください。

問い合わせ先

佐倉市役所産業振興部農政課窓口

電話 043-484-6141（平日 午前8時30分～午後5時15分）



「佐倉草ぶえの丘指定管理者制度の導入（案）について」に対する意見・提案

氏名又は法人・団体名	
住所又は所在地 (法人は、市内の事業所・ 事務所を記入)	
※市外在住のかたは、以下の欄もご記入ください。	
勤務先又は学校名	
勤務先又は学校の所在地 (地番省略可)	

意見・提案をご記入ください。	
意見・提案内容 提案内容は、なるべく具体的に記入してください。 (例) 現在〇〇なので、△△のように改善することにより、□□になる。	

- ※1 意見が長文にならないよう、なるべく簡潔に記入してください。
- ※2 提出された意見は返却いたしません。また、著作権は佐倉市に帰属されます。
- ※3 提出は、下記まで持参いただくか、郵送、FAX、メールのいずれかの方法でお願いします。

(提出先・問い合わせ)

〒285-8501 千葉県佐倉市海隣寺町 97 番地
 佐倉市役所 産業振興部 農政課
 [FAX] 043-484-6141
 [メール] nosei@city.sakura.lg.jp